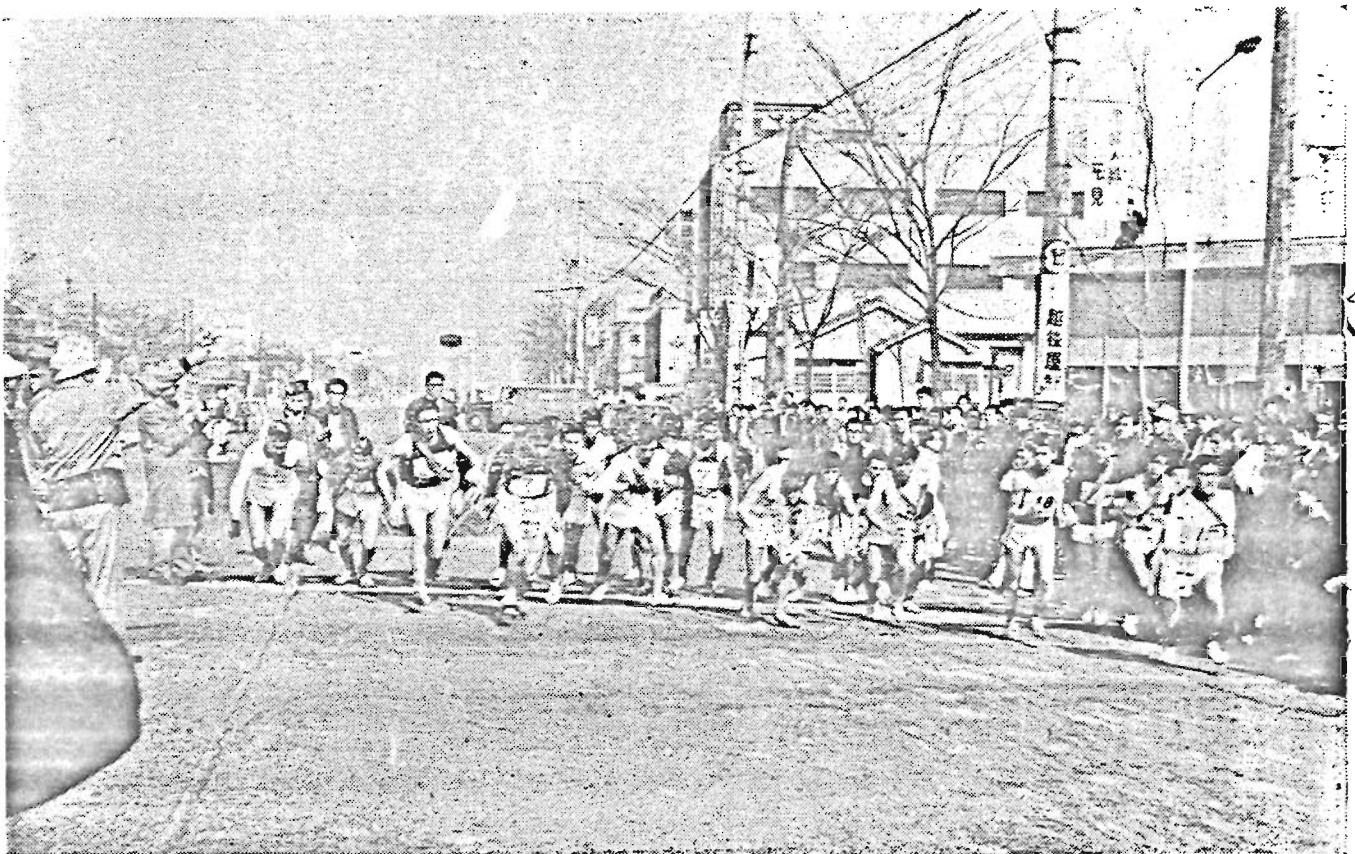


豊島区広報

所役所
行區發
電話(971) (代) 1101
(代) 1166
昭和37年2月25日發行



恒例の区長杯争奪区民駅伝大会は二月十八日午前十一時から熱戦の幕を切って落し昨年の記録を更新して結局団体では1時間13分53秒で升喜クラブチームが、優勝し区長杯を獲得しました。二位は東電池袋Aで、三位は池袋三越が入賞しました。

若人健脚を競つて

— 豊島区駅伝大会 —

若人健脚を競つて

— 豊島区駅伝大会 —

一月三十一日、二月一日の両日にわたりて、ことし第一回目の臨時区議会が開かれ、次の議事案件がそれぞれ議決されました。

に關する件

○ 東京都豊島区立早中

△ 鉄筋コンクリート造四階

建七教室、延面積約一三

五平方米、工期昭和三

十七年三月三十日、請負

負金額二五五〇万円△

本年第一回臨時区議会開かる

○ 東京都豊島区立高田中学

校々舎増改築工事請負契

約に関する件

△ 鉄筋コンクリート造五階

建七教室、延面積約九〇

五平方米、工期昭和三

十七年三月三十日、請負

負金額一九八〇万円△

○ 東京都豊島区立第十中学

校々舎増築工事請負契約

に関する件

△ 鉄筋コンクリート造四階

建七教室、延面積約一〇

一九平方米、工期昭和三

十七年三月三十日、請負

負金額一九八〇万円△

○ 東京都豊島区立駒込中学

校々舎増築工事請負契約

に関する件

△ 鉄筋コンクリート造四階

建三教室、延面積約三五

八平方米、工期昭和三

七年三月三十一日、請負

負金額八八二万円△

○ 東京都豊島区立池袋中学

校々舎増築工事請負契約

定の件

○ 特別区道路線(三件)認

△豊島区堀之内町四五、五番地先、延長二八六米
○五、巾員三米六三△
△豊島区椎名町一丁目一、八〇三番地内、延長六六
△二四、巾員四米△
△豊島区西巣鴨二丁目二四
△二二八六四番地、延長五八六米○一、巾員三
△六三△

△東京都豊島区特別区税条例の全部を改正する条例案
△地方税制の自主性を確立するため、所得税法改正の自動的影响を受けないで、新しい課税方式の簡素合理化を図ることを目的としたもの。

△昭和三十六年度東京都豊島区歳入歳出追加予算案

△一般会計追加予算額は、九八五九万九七四五円で

△歳入関係の一般財源三一
△三万四四三七円で、その内容は、区税の伸び九四二万五四〇〇円、都の財政交付金二一五〇万九千七円、雑収入九万九八四〇円が見込まれる。特定財源では公営企業及び財産収入一二〇万五四〇円、校舎建設費五五〇万五二五補助等三五四〇万五二五

△新任者　辞任者　高沢　代永　加藤　菱沼　田山　竹内　神林　眞島　太一　重雄　きのい　正和　武安　平吉　泰峨

新基本選挙人名簿きまる

= 有権者数 23万人 =

△臨時出納検査立会議員の選任替えの件
△次のとおり、四名の選任替えと一名の留任が認められた。

この結果一般会計総額は一八億八五二〇万五五九一円となり、これに特別会計を合せると二二億三九四万八七三一円となつた。各投票所の所在地や、区域は別表のとおりです。

▶▶投票所新設と一部区域変更◀◀

投票区	予定投票所	町丁名と区域	登録者数			出張所名
			男	女	計	
1	豊島振興会館(池袋東1の19)	池袋東1丁目(23~27, 74~97, 99, 100を除く) 池袋1丁目(88~142を除く)	3,551	3,414	6,965	2
2	駒込小学校(駒込6の811)	駒込1, 2, 3, 4, 5, 6丁目 全域	6,227	6,175	12,402	1
3	仰高小学校(裏鴨2の47)	裏鴨1, 2, 3丁目	2,312	2,223	4,535	1
4	清和小学校(裏鴨5の1,067)	裏鴨4, 5丁目	2,314	2,333	4,647	1
5	裏鴨小学校(裏鴨6の1,477)	裏鴨6, 7丁目	4,884	5,204	10,088	1
6	西裏鴨小学校(西裏鴨3の767)	西裏鴨3丁目	4,038	3,954	7,991	1
7	清日小学校(西裏鴨4の150)	西裏鴨4丁目	4,287	4,043	8,330	1
8	大塚台小学校(西裏鴨1の3,277)	大塚台1丁目	2,917	2,917	5,844	2
9	西裏鴨小学校(西裏鴨2の1,951)	西裏鴨2丁目(250未満を除く: 300~2399, 2493を除く)	3,790	3,739	7,529	2
10	豊成小学校(西裏鴨2の2,534)	西裏鴨2丁目(2300~1,399, 1,493, 1,501以上)	4,043	3,810	7,853	2
11	豊島幼稚園(堀之内90)	堀之内町 全域	3,810	3,635	7,445	2
12	池袋第二小学校(池袋5の50)	池袋1丁目(88~141) 5丁目	3,418	3,319	6,787	2
13	文成小学校(池袋7の1,993)	池袋6丁目 全域 7丁目(2100未満)	2,545	2,399	4,944	2
14	池袋第一小学校(池袋8の2,303)	池袋7丁目(2100以上) 8丁目 全域	2,396	2,237	4,633	2
15	大明小学校(池袋2の1,053)	池袋2丁目	6,449	6,845	13,294	3
16	池袋第三小学校(池袋3の1,361)	池袋3丁目 雜司谷6, 7丁目	4,531	4,413	8,944	3
17	池袋第三小学校(池袋4の453)	池袋4丁目	2,901	2,742	5,643	4
18	高田小学校(雑司谷町2の458)	雑司谷町1, 2丁目	2,779	3,292	6,071	4
19	雑司谷小学校(池袋東2の42)	雑司谷町3丁目 池袋東2丁目 全域	2,542	2,376	4,918	4

区議會議員協議會と委員會

- 議員協議会
一月十二日、東京都豊島区特別区税条例の改正について審議。

○厚生委員会
一月二十二日、民生課ならびに国民年金課所管の追加予算と厚生会館設計について審議。

○総務商工委員会
一月二十三日、東京都豊島区特別区税条例の改正について審議。

○建設委員会
一月二十三日、土木課の追加予算と特別区道路線認定三件について審議。

○財務委員会
一月二十四日、区立千早中学校外六枚々舎増築工事請負契約その他について審議。

○特別区制調査小委員会
一月二十五日、特別区の自治権拡充について協議

○厚生委員会
一月二十六日、厚生会館建設のため、品川区立福祉センター、世田谷区立用賃款老会館を視察。

○財務委員会
一月二十七日、東京都豊島区特別区税条例改正外四件について審議。

○文教委員会
一月二十九日、学校給食費に関する請願外一件の審議に、引続き、区立袋第一小学校外五校を視察。

○総務商工委員会
一月三十一日、地下鉄向原線敷設工事促進に関する要望決議文案外一件について審議。

○特別区制調査特別委員会
一月三十一日、特別区の自治権拡充運動について

(要旨)
○議員協議会
一月三十一日、別稿四件の意見書ならびに要望協議文が決議された。

要望決議

○豊島区池袋東一丁目二十番地所在の、旧東京都豊島税務事務所跡の上地建物を、豊島区全住民のために、教育、文化の総合センターとして使用したいから譲渡下さるよう、よりお願いいたします。

(理由)
○豊島区議会全員の決議にてお承りいたしました。

（）の設置を計画しておまりましたが、その適当な設置場所がないため、

～旧東京都豊島税務事務所～



～旧東京都豐島稅務事務所～

(理由) (4) 豊島区では数年来、教育、文化の総合センターの設置を計画しておりましたが、その適当な設置場所がないため、

非常に困却しております
したところ、
昨年、本区総合庁舎に
前記税務事務所の移転
が実現いたしましたの
で、この跡の土地建物
を譲渡下さるならば、
この重大懸案も解決出
来るものと期待いたし
昨年、本区長より旧豊
島税務事務所庁舎跡の
七地建物を譲渡して下
さるよう申請いたしま
したが、この申請に対
し先般意外な御回答に
接した上、承わり失望
の感を深くするもので
あります。

(2) 御承知のとおり本区範
含庁舎の建設を契機と
して、住民の利便に大
いなる寄与をいたつ
つあるのであります。
そして今後益々、都、
区相互の深き理解のも
とに、一体となって公
共事務、行政事務の推
進向上のために努めな
ければならないときで
あります。

昨年七月「都税事務
所」と「福祉事務所」
を総合庁舎に取容する
こととなりましたが、

総合庁舎建設設計画後の
新法令に伴う、一般事
務量は、著しく増加し、
その職員の増員をも考
えられるとき、現在の
区役所庁舎は、早くも
狭隘となりつつあるの
であります。

また、区立図書館の利
用現況も飽和点に達し
て狭隘その極に達し、
現庁舎内では到底懸案
のセンター新設の余地
がありません。

(イ)御部におかれても、右
部税事務所跡の利用方
法については、種種御
検討のことと存じます
が、公共施設の立地上
の諸条件より見て本区
において、利用される
ことが全区民のひとし
く希望する処であります
ので、

本区に譲渡方を、御再
考願います。

以上の事情を考慮され
非豊島区に譲渡下さるよう
要望いたします。

右決議する。

昭和37年2月25日

要望決議

(要旨)

地下鉄向原線（補助七八号線）の敷設工事を一日も速かに着手せられんことを望みます。

(理由)

本線は、かねて實業團に於かれて、敷設の免許を受けられ昭和三十五年度より着工とのことでありましたが、今日に至るも未だ施工を見ておりません。

現在地下鉄計画路線である、補助七八号線を、国際興業バスのただ一社によつて交通を支えている池袋西口、板橋、練馬方面の交通事情はマヒ状態に陥り、朝夕の混雑時に於ける沿道住民の難渋は想像に余りあるものがあります。

然かも池袋駅を中心とする副都心計画が、着々と進められつつある今日、この方面的交通網の整備は最も緊要事であると同時に、沿道住民のひとく切望期待する處、誠に大なるものがあるのであります。

一方、池袋西口の区画整理も関係当局の御努力によりつて、着々と進み、マーケットも撤去された今日こそ地下鉄敷設の最適期かと考えられますので、此の際池袋以西住民の要望に応えられ速かに御計画どおり敷設工事を起されますよう要望いたします。

右決議する。

昭和三十七年一月三十一日 東京都豊島区議会

要望決議

(要旨)

生活保護世帯に対する最低限度の生活を保障し、且つその自立助長のため、現行の扶助基準額を更に増額せられたい。

(理由)

本問題について、豊島区

議会は昭和三十五年三月にも同じ要旨の決議文を政府当局に要望いたしました。

その後、生活扶助基準額

は昨年二回に亘つて、約二十四名近く引上げられましたのであります。が、この程度では、現在の一般物

体では最低生活を維持することは事実上困難と認められるのであります。

また一般的な生活水準が上昇しつつある時、その格差は益々広がるばかりであります。

このような経済状勢のなかで、ひとり保護世帯のみが、旧態依然としてとう残されていることは誠に遺憾にたえません。

しかも一昨年来消費者物価中の食料品の値上がりは急激に騰貴し、被保護世帯の生活をより一層苦しめ、限界以下の生活を余儀なくせられているのであります。

このようない窮屈した経済生活による疾病的増加や青少年の健全な生長の阻害は由々しき社会問題であります。すべての国民に健康にして文化的な生活を保障する憲法のたまえからも、本問題こそ実情に即した対策が望まれる次第であります。

昭和三十七年度限り競馬の開催権を失い

一、特別区及び市町村は、昭和三十七年度限り競馬の開催権を失い

十二億円（一区当り五、〇〇〇万円）の多額に達し、自主財源に乏しい「特別区」の財政運営上、大なる貢献をなしつつある。

改正案は、以上の沿革と現実を一挙に覆滅し、地方競馬に何らの寄与もしない若産関係者の団体に競馬収益金を、うう断せしめんとするものであつて、絶対に容認し得ないところである。

以上的事情を勘案し、競馬法改正に當つては、特別区は引き続き競馬を開催するものとするよう格別のご配意を切望する次第である。

以上の事情を勘案し、競馬において競馬を開催し、嘗々十二年の長きに亘り巨額の投資と不斷の努力を経て成績の発展向上にまい進し来つた、その一端を示せば次のとおりである

右決議する。
昭和三十七年一月三十一日 東京都豊島区議会

競馬法改正に 関する意見書

一、オーストラリヤ、北海道等より競走馬を導入すること三三〇頭この額約一億円

二、競走馬の育成と病馬の診療のため、八王子牧場を経営し、年間一、五〇〇万円を投入

三、大井競馬場の整備改善のため施設会社の株式引受額七、五〇〇万円、融資総額約二億円

一、オーストラリヤ、北海道等より競走馬を導入すること三三〇頭この額約一億円

昭和37年2月1日現在

豊島区現況調

住民登録

種別 世帯	出張所別									合計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
人	男	36,072	39,021	19,094	16,380	12,003	15,728	11,134	13,360	12,349	175,141
口	女	34,833	36,760	18,465	16,233	11,085	15,031	10,933	13,012	11,747	168,099
	計	70,905	75,781	37,559	32,613	23,088	30,759	22,067	26,372	24,096	343,240

20	日出小学校 (池袋東3の7)	池袋東1丁目 (23~27, 74~97, 99, 100) " 3丁目, 日出町1丁目 全域	4,604	4,569	9,173	4
21	高田小学校 (高田本町1の1,411)	高田本町1丁目 全域 高田南町1丁目 全域 高田南町2丁目 (408, 409, 411~420, 430, 431, 433~435 445, 444, 448, 455, 437, 457, 460~463 465, 505, 506, 509, 514, 519, 525, 528 535, 537, 541, 558, 559, 565)	2,717	2,468	5,185	5
22	高田中学校 (日白町1の1,057)	高田南町2丁目 (470, 475, 480, 483, 484, 486, 492, 500 501, 562, 563, 567, 568, 以降) " 3丁目 全域	1,561	1,325	2,886	5
23	日白小学校 (日白町2の1,625)	日白町1, 2, 3, 4丁目 高田本町2丁目 全域	3,584	3,906	7,490	5
24	真和中学校 (椎名町2の1,904)	椎名町1, 2丁目 長崎1丁目 長崎東町1丁目 "	4,402	4,040	8,442	6
25	長崎小学校 (長崎2の37)	長崎2, 3丁目 "	3,022	3,078	6,100	6
26	富士見台小学校 (椎名町3の2,003)	椎名町3, 4丁目 "	2,343	2,313	4,656	6
27	椎名町小学校 (椎名町6の2,272)	椎名町5丁目 4,000未満 椎名町6丁目 4,000未満 " 7丁目 4,0,0未満 椎名町8丁目 4,000~4,099を除く	4,511	4,450	8,961	7
28	長崎中学校 (椎名町6の4048)	椎名町5丁目 4,000以降 椎名町6丁目 4,000以降 " 7丁目 4,000以降 " 8丁目 4,000~4,099	1,695	1,632	3,327	7
29	大成小学校 (長崎6の42)	長崎5, 6丁目 千早町4丁目 全域	2,915	3,031	5,946	8
30	千早小学校 (千早町3の21)	長崎4丁目 千早町3丁目 "	2,850	2,840	5,690	8
31	平和小学校 (千早町2の12)	千早町2丁目 "	1,512	1,486	2,998	8
32	要町小学校 (要町2の7)	要町2丁目 千早町1丁目 "	3,023	2,976	5,999	8
33	千川中学校 (高松1の16)	要町1丁目 高松1丁目 "	3,177	3,139	6,316	9
34	高松小学校 (高松2の35)	高松2, 3丁目 "	2,441	2,372	4,813	9
35	千川小学校 (要町3の39)	千川町1, 2丁目 要町3丁目 "	2,953	2,975	5,928	9

「区民スキー大会」

例年好評の区民スキーを準備しむるは、今年より一日から四日まで、新潟県赤倉スキー場で参だる者多数で開かれ、競技会の結果など人が入賞した。



ハエやカは、春になると活動を始めます。今はまだ盛夏にいくらべ数も少く、かがられた場所で越冬します。又害虫の発生源となる在野地の清掃は、雑草の枯れている冬の方が容易です。区では、保健所、清掃事務所と協力して三月一日から三十日までを「冬期衛生整頓運動」実施期間と定め、越冬害虫の退治と在野地の清掃を実施いたします。実施にあたって町会、婦人会等の地域団体を通じ、本運動の趣旨の徹底を図り皆さんの積極的なご協力をお願いする方針であります。

マハエやカの越冬、ハタラカやイエカの成虫は、木かげ、草むら、土管の中で越冬します。ヤフカ虫は幼虫や卵の形で墓地の花壇、竹の切削、空き地等

「ハエとカ」のサナギと成虫を退治しましょう

36 年度冬季衛生強調運動

36年度冬季衛生強調運動

お
知
ら
せ

國民健康保險運營協議會

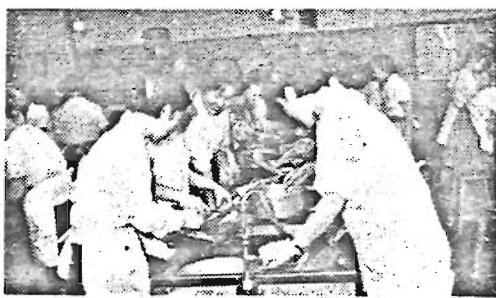
区の国民健康保険事業の運営については、区長の諮問機関として、被保険者・保険医または保険薬剤師及び公益を代表する委員各六名で協議会が構成され、重要事項の審議がなされておりますが、去る一月二十日まで全委員の任期（二年）が満了しました。

この間十二回にわたり協議会が開かれ、国民健康保険事業の発足から現在までの困難な初期の重要な事項の数々が審議されました。

委員の改選にあたり区長から次の十八名の方々に次期の委員を委嘱し、一月三十日第一回国民健康保険連絡協議会を開催、会長ならびに職務代理者を選任しました。

近年児童の体位が非常に向上してきました。これは学校食が一つの大変な役割を示しているといえます。文部省では昭和三十九

を明確にしたこと

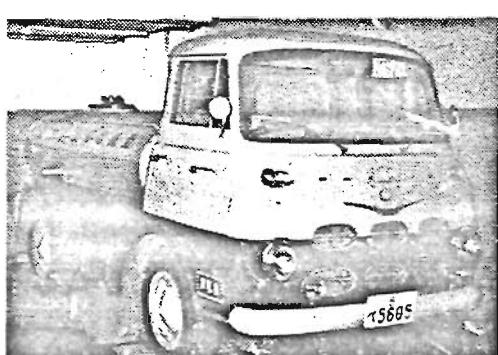


年四月から十分な身体の発育を達成することと、健常化に持進するため、学校給食の栄養基準量を改訂

春の火災予防運動始まる

音が出来たり、被害は、他
の大きさと比較にならない程
大きいものであります
電気、ガス、石油ストー
フ、こう等は必ず、水
の漏れるつを極めて防げ
ます。

一、最近、放火や放火の疑いによる火災が急に増えておりますので、動機を与えないよう、紙屑、わら屑、ゴミ屑など燃え易いものを整理して下さい
二、子供には、マツチを持たせないように注意し、いたずら常習者の行動には常に警心を持って、うう火防止にご協力下さい
三、最近留守中又は、就寝中の火災が多くなり、その殆んどが拡大して死傷



●特別区民税の申告書の提出期限は、三月二十日です。
お預れなく区税務課または出張所へ、お出し下さい。期限内に申告しないと、専従者控除、純損失、雑損失の繰越控除、税額控除が認められません。

★固定資産税 第四期分納期限は三月二十日です

○固定資産税課税台帳の税覧期間は三月一日から二十日までです
一年中に固定資産に移動がなければ評価額も変っておりません
豊島税務事務所

●所得税 の確定申告と納期は三月十五日までです。

道路工事

道工事
アスファルトコンクリート
舗装工事西奥鴨一ノ
三二七七～三四四〇番地
の間三月十七日まで
セメントコンクリート
舗装工事・西奥鴨三ノ六
二七～六四七番地の間三
月七日まで

豊島区税務課
★ 固定資産税 第四期分納期限は二月二十八日です。
固定資産税課税台帳の観察期間は三月一日から二十日までです。一年中に固定資産に移動がなければ評価額も交りません。豊島税務事務所
お問せは豊島税務署 八一一一八